

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四国中央市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

四国中央市では介護保険事務の一部を委託している。委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うため、当該情報の取扱いについて、契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

四国中央市長

## 公表日

令和7年12月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下的事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出</li><li>・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請</li><li>・保険料の賦課、徴収に関する事務</li><li>・保険料の減免、徴収猶予等の申請</li><li>・保険料滞納者に係る支払い方法の変更</li><li>・要支援認定、要介護更新認定等の申請</li><li>・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給</li><li>・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼の届出</li><li>・負担限度額認定や各種減免認定の申請</li><li>・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</li><li>・介護予防サービスの計画作成</li><li>・介護予防サービスに係る給付管理及び請求</li><li>・地域支援事業の実施に関する事務</li></ul> <p>番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録。 サービス検索・電子申請機能での受領。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 介護保険システム</li><li>2. 団体内統合宛名システム</li><li>3. 中間サーバー</li><li>4. サービス検索・電子申請機能</li><li>5. 申請管理システム</li></ol>

## 2. 特定個人情報ファイル名

1. 介護保険賦課ファイル
2. 介護資格ファイル
3. 介護保険認定ファイル
4. 介護保険給付ファイル
5. 介護保険受給ファイル
6. 介護保険保険収滞納ファイル
7. 公金受取口座ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の項番100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
--------	---

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[      実施する      ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--------------------	---------------------------------------

**【情報提供の根拠】**  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報の提供に関する命令」という。)第2条の表の

②法令上の根拠  
2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項

**【情報照会の根拠】**  
利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の  
131、132の項

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 福祉部 介護保険課

②所属長の役職名 課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 四国中央市総務部総務調整課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6002

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 四国中央市福祉部介護保険課 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号 0896-28-6025

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在するいずれの局面においても複数人での作業・確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。
-------	--

## 9. 監査

実施の有無

[ ] 自己点検

[ ○ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ ] 十分に行っている

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]  ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ] 十分である  ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

判断の根拠

システムのユーザー認証やアクセス権限の発効・失効の管理を行っており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月14日	I－5－②所属	高齢介護課長 大西 緑	課長	事後	
令和1年6月14日	I－7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	四国中央市総務部総務課	四国中央市総務部総務調整課	事後	
令和1年6月14日	II－1いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	II－2いつの時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月14日	IV－1提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月14日	IV－2特定個人情報の入手	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－3特定個人情報の使用	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－5特定個人情報の提供・移転	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(入手)	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－6情報提供ネットワークシステムとの接続(提供)	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－7特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
令和1年6月14日	IV－9従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	
令和2年4月30日	II－1いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年4月30日	II－2いつの時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II－1いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II－2いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	IV－8監査	—	内部監査	事後	
令和4年4月1日	I－5－①部署	福祉部 高齢介護課	福祉部 介護保険課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報) に「介護保険給付等関係情報」が含まれるもの(1、2、3、4、6、8、11、 26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報) に「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する 場合を含む。)」第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知する こととされている事項に関する情報)が含まれるもの(95の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされて いる者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令によ る給付の支給に関する情報)が含まれるもの(2、3、5、43、81、120の項) 第三欄(情報提供者)が「医療に関する給付の支給を行うこととされて いる者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療に関する給 付の支給に関する情報)が含まれるもの(17、22、97の項) 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の 支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七 条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報)が含 まれるもの(109の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26 年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」とい) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の 3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第 43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59 条の3 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護 保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務」 となっているもの(93の項) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「介護 保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徵 収に関する事務」となっているもの(94の項) 別表第二省令 第46条、第47条</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の 2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120項 内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15 条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31 条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、 第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の2の3、第59条の3 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の93、94項 内閣府・総務省令第7号 第46条、第47条</p>	事後	
令和4年11月1日	I-3-法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一68の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年9月 10日内閣府・総務省令第5号) 第50条	番号法第9条第1項 別表第一の68項 内閣府・総務省令第5号 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法 律第38号)第9条	事後	
令和4年11月1日	II-1いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年11月1日	II-2いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月1日	②事務の概要	介護保険法に基づく以下の事務 1. 被保険者の資格管理 2. 保険料の賦課・収納 3. 要介護認定の申請受付 4. 被保険者の給付・管理	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料の賦課、徴収に関する事務 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼の届出 ・負担限度額認定や各種減免認定の申請 ・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・介護予防サービスの計画作成 ・介護予防サービスに係る給付管理及び請求 ・地域支援事業の実施に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録。 サービス検索・電子申請機能での受領。	事後	
令和5年1月1日	③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 介護保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	
令和5年1月1日	2. 特定個人情報ファイル名	介護保険被保険者情報ファイル	1. 介護保険賦課ファイル 2. 介護資格ファイル 3. 介護保険認定ファイル 4. 介護保険給付ファイル 5. 介護保険受給ファイル 6. 介護保険保険収滞納ファイル 7. 公金受取口座ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	表紙一個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言－特記事項	－	四国中央市では介護保険事務の一部を委託している。委託先事業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うため、当該情報の取扱いについて、契約に含めることで万全を期している。	事後	
令和7年12月1日	I－1－②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出</li> <li>・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請</li> <li>・保険料の賦課、徴収に関する事務</li> <li>・保険料の減免、徴収猶予等の申請</li> <li>・保険料滞納者に係る支払い方法の変更</li> <li>・要支援認定、要介護更新認定等の申請</li> <li>・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給</li> <li>・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼の届出</li> <li>・負担限度額認定や各種減免認定の申請</li> <li>・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</li> <li>・介護予防サービスの計画作成</li> <li>・介護予防サービスに係る給付管理及び請求</li> <li>・地域支援事業の実施に関する事務</li> </ul> <p>番号法の別表第二に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録。</p> <p>サービス検索・電子申請機能での受領。</p>	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出</li> <li>・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請</li> <li>・保険料の賦課、徴収に関する事務</li> <li>・保険料の減免、徴収猶予等の申請</li> <li>・保険料滞納者に係る支払い方法の変更</li> <li>・要支援認定、要介護更新認定等の申請</li> <li>・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給</li> <li>・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼の届出</li> <li>・負担限度額認定や各種減免認定の申請</li> <li>・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</li> <li>・介護予防サービスの計画作成</li> <li>・介護予防サービスに係る給付管理及び請求</li> <li>・地域支援事業の実施に関する事務</li> </ul> <p>番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録。</p> <p>サービス検索・電子申請機能での受領。</p>	事後	
令和7年12月1日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68項 内閣府・総務省令第5号 第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	番号法第9条第1項 別表の項番100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I-4-②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120項 内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の93、94項 内閣府・総務省令第7号 第46条、第47条</p>	<p>【情報提供の根拠】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用特定個人情報の提供に関する命令」という。)第2条の表の2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項</p> <p>【情報照会の根拠】 利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131、132の項</p>	事後	
令和7年12月1日	I-8連絡先	福祉部 高齢介護課	福祉部 介護保険課	事後	
令和7年12月1日	II-1いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	II-2いつの時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年12月1日	IV-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
令和7年12月1日	IV-8人手を介在させる作業	—	(各項目追加)	事後	
令和7年12月1日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	(各項目追加)	事後	